

第30回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

事業報告

スカイマークMVV
当社の現況に関する事項
当社の株式に関する事項
当社の新株予約権等に関する事項
当社役員に関する事項
会計監査人に関する事項
会社の体制及び方針

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

第30期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

スカイマーク株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

スカイマークMVV

Mission

社会に対して果たすべき役割・使命

安全を全ての基盤とし、安心かつ高品質で、
シンプルでありながら心のこもった快適な航空サービスを、
身近な価格で提供する

Vision

将来に目指す姿

なくてはならない愛される翼として成長し続け、
誰もが気軽に移動できる未来を創造する

Value

会社・組織として共有する価値観や行動指針

<価値観>

1. スカイマークらしさ

- 他にはない価値の源泉である“独自性”“ユニークさ”“唯一無二”を大事にします

2. 航空のプロフェッショナルとしての誇り

- プロフェッショナル集団として成長し、その成果を未来への投資や社員、ステークホルダー、社会への還元につなげ、さらなる成長に向けた好循環を作り出します

3. 挑戦・変化するマインド

- 新たな挑戦や変化を恐れずに楽しみます

4. 人の尊重

- サービス提供者である社員、そして事業に関わる全ての人を尊重します

<行動指針>

1. 私たちは、お客様や地域への優れた価値提供のために最善を尽くします
2. 私たちは、互いを尊重し、部門を越えて共創・協働します
3. 私は、主体性を持って価値ある正しい仕事をします

当社の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド増加等により緩やかな回復基調にあります。一方で、中東情勢の緊迫化や原油価格の高騰、大幅な為替変動、継続的な物価上昇など、先行きには注視が必要な状況が続いております。

国内線航空市場においては、円安や海外の物価高騰による国内旅行シフトなどを背景に、旅客需要は堅調な状況が継続したものの、航空各社のノンビジネス需要へのプロモーション強化等により、価格競争は従来以上に激化いたしました。

このような環境下において、当事業年度は事業収益の最大化を目指した戦略的な単価設定により有償旅客数は7,995,697名（前年比1.8%減）となりましたが、市場環境の変化に応じた単価と有償旅客数のバランスを最適化すべく、レベニューマネジメントの高度化に努めました。また、高収益構造への変革に向けた付帯収入の拡大にも取り組み、厳しい事業環境の中でも、事業収益は過去最高を記録しました。

一方、営業費用は円安進行や世界的なインフレ影響による物価高騰、政府支援縮小等により増加傾向にあります。コスト上昇に対し、安全運航に係る費用は確保しつつ、オペレーション業務の改善、新機材導入進捗に伴う機材計画最適化を図った整備費の低減など、自助努力による費用抑制や厳格なコスト管理に取り組みましたが、コスト増加分を吸収できず営業費用は前年比で増加し、営業利益は減少しました。

2026年3月期の事業運営方針に「高収益構造への変革」、「2027年3月期以降の飛躍的成長に向けた準備」を掲げ、利便性向上を目指した有料座席（フォワードシート）のWEB予約化や各種手数料の改定、若年層向け新運賃導入など様々な施策を着実に進めました。2025年10月には、国際線事業化の検討として、神戸＝台北（台湾桃園国際空港）線のチャーター便を運航したほか、2025年12月に登録者100万人を突破したマイページの顧客データを活用し、更なる顧客満足の上昇に努めてまいりました。

事業収益	前事業年度比	経常利益	前事業年度比
1,104億41百万円	1.4% 	29億7百万円	282.4% 
営業利益	前事業年度比	当期純利益	前事業年度比
18億1百万円	1.4% 	16億38百万円	23.7% 

当事業年度の業績は、事業収益110,441百万円（前事業年度比1.4%増）、営業利益1,801百万円（前事業年度比1.4%減）、経常利益2,907百万円（前事業年度比282.4%増）、当期純利益1,638百万円（前事業年度比23.7%減）となりました。

対処すべき課題

国内航空需要は引き続き旺盛であります。円安水準や国内外のインフレ局面の継続に加え、新たに生じた中東情勢による著しい原油価格の高騰、国内における人材不足の進行など、当社を取り巻く事業環境は依然として厳しく、多くの課題への対処が必要な状況となっております。

このような状況下においても持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、2025年に新たに再定義したスカイマークMVV (Mission/Vision/Value) を柱とした事業運営を継続することを前提とし、コスト構造改革とともに上昇するコストを踏まえた運賃・価格設定により安定的に利益を確保すべく、2027年3月期～2031年3月期における中期経営目標を設定しております。

①収益基盤の強化と拡大

ボーイング737-8及びボーイング737-10への更新を着実に進めることで、運航効率の向上と供給力の拡大を図ります。あわせて、レベニューマネジメントの高度化により、上昇するコストを踏まえた適切な価格設定を推進してまいります。

②抜本的なコスト構造改革

全社的な業務プロセスの見直しに加え、AIや自動化技術を含むデジタル基盤への投資を加速させることで、生産性の向上と省人化を推進し、いかなる外部環境の変化にも適応できる高効率な経営体制を構築します。

③人材の確保と育成

競争力のある処遇体系や多様な働き方の整備・推進を通じて、オペレーションの専門人材およびDX・企画人材を安定的に確保し、組織力の強化を図ります。

中期経営目標実現のためのポイント

当社ビジネスモデルの更なる磨き上げを追求

1.

収益力強化

- 戦略的な単価向上（イールドマネジメント、顧客データを活用したCRM等）
- 最適な路線構成の追求
- 収益構造の多様化

2.

顧客体験価値向上

- 自社ブランド確立とお客様との信頼構築
- 外部/パートナーとの連携によるサービス拡充

3.

人的資本強化

- 従業員エンゲージメント向上
- 高付加価値人材の採用・育成強化

4.

生産性・構造改革

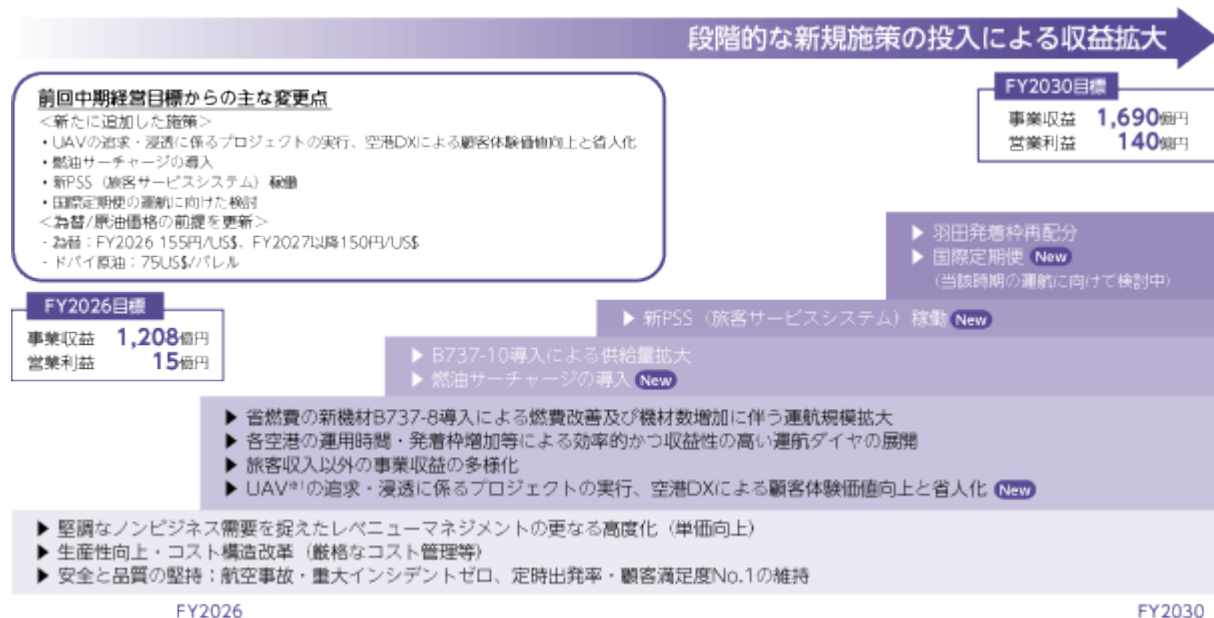
- 機材稼働率の最大化
- 基幹システムの刷新とデータ活用基盤の構築
- DXによるアセットライトなコスト構造改革

5.

機材更新計画の実行

- 新機材導入による省燃費効果や環境負荷軽減
- 安全を堅持した導入・退役計画の実行
- 財務健全性を維持した機材更新

利益成長を導く事業戦略



注：
UAV（Unique Attractive Value）：顧客に選ばれ続ける独自の魅力を持った価値

サステナビリティ基本方針と取り組みの進捗

サステナビリティ基本方針

「空」を通じて、社会をより良く。

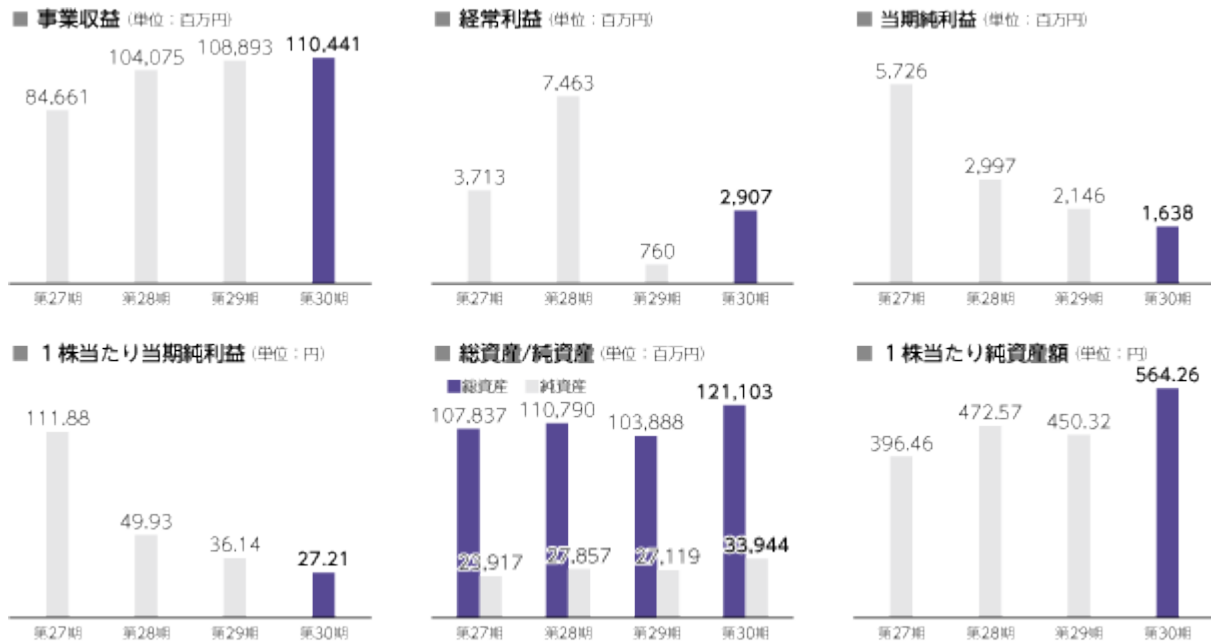
スカイマークは、公共交通インフラとして、我々のミッションである「あらゆる人々に、安全で安心かつ高品質な航空サービスを、身近な価格で提供する」ことを通して、社会の持続的な発展に貢献します。

取り組みと目標

重要課題	重点テーマ	取り組みと目標	取り組みの進捗	
環境	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策 代替燃料の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 省燃費機材への切り替え 省燃費運航の促進 SAFの利用 車両・施設からの排出削減 カーボンオフセット 	<p style="text-align: center;">目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2030年 航空燃料使用量の10%を SAFへ置き換え</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2050年 カーボンニュートラルの 対応</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ボーイング737-8 初号機の導入 省燃費運航の促進 <ul style="list-style-type: none"> 飛行経路・高度・速度の選定による運航効率の向上 駐機中の地上動力装置利用によるAPU稼働の抑制 運航支援ツールを活用した燃料消費の最適化 機内の遮光及び温度管理による空調負荷の低減 <p>2026年度 取り組み予定</p> <ul style="list-style-type: none"> SAF¹⁾の調達開始(2025年2月～) FRY to FLY Project (国内資源循環による脱炭素社会実現に向けたプロジェクト) 参画 環境データ開示 国土交通省より「航空運送事業脱炭素化推進計画」の認定取得
		<ul style="list-style-type: none"> DE&I推進 社員の活躍 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の接遇能力の向上 施設等の環境整備 働き方の多様化 働きがい向上 継続的な学びと成長機会の提供 	<p style="text-align: center;">お客様</p> <p style="text-align: center;">社員</p>
地域	地域共生	<ul style="list-style-type: none"> 人流・物流の拡大 地域との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 機内サービスのコンセプトを「空で味わう就航地」とし、就航地に寄り添う地域共生を推進 茨城県と包括連携協定を締結 	

注：1. SAF：持続可能な航空燃料 (Sustainable aviation fuel)

財産及び損益の状況の推移



区 分	第27期 (2023年3月期)	第28期 (2024年3月期)	第29期 (2025年3月期)	第30期 (当事業年度) (2026年3月期)
事業収益 (百万円)	84,661	104,075	108,893	110,441
経常利益 (百万円)	3,713	7,463	760	2,907
当期純利益 (百万円)	5,726	2,997	2,146	1,638
1株当たり当期純利益 (円)	111.88	49.93	36.14	27.21
総資産 (百万円)	107,837	110,790	103,888	121,103
純資産 (百万円)	23,917	27,857	27,119	33,944
1株当たり純資産額 (円)	396.46	472.57	450.32	564.26

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらの発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の主要な事業内容は次のとおりであります。

- ① 定期航空運送事業及び不定期航空運送事業
- ② これらに附帯する業務

主要な事業所 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都大田区羽田空港
羽田事業所	東京都大田区羽田空港
訓練センター	東京都大田区羽田空港
羽田格納庫	東京都大田区羽田空港
東京空港支店	東京都大田区羽田空港
千歳空港支店	北海道千歳市美々
仙台空港支店	宮城県名取市下増田字南原
茨城空港支店	茨城県小美玉市与沢
中部国際空港支店	愛知県常滑市セントレア
神戸空港支店	兵庫県神戸市中央区神戸空港
福岡空港支店	福岡県福岡市博多区下臼井
長崎空港支店	長崎県大村市箕島町
鹿児島空港支店	鹿児島県霧島市溝辺町麓
奄美空港支店	鹿児島県奄美市笠利町和野
沖縄空港支店	沖縄県那覇市字鏡水
下地島空港支店	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,738名	77名増	36.5歳	9.0年

(注) 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
アトランティス・アビエーション株式会社	8,179百万円
株式会社みずほ銀行	6,462百万円
株式会社三井住友銀行	6,462百万円
株式会社りそな銀行	6,462百万円
株式会社日本政策投資銀行	6,462百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,650百万円

当社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

発行可能株式総数 180,000,000株

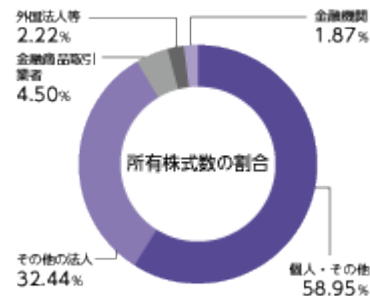
発行済株式の総数 60,329,400株

当事業年度末の株主数 33,551名

上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鈴与スカイ・パートナーズ投資事業有限責任組合	7,850,000	13.04
ANAホールディングス株式会社	7,802,190	12.96
鈴与ホールディングス株式会社	3,730,300	6.20
鈴与スカイ・パートナーズ2号投資事業有限責任組合	3,586,086	5.96
株式会社エアトリ	3,027,000	5.03
双日株式会社	3,009,900	5.00
アドヴェンチャーホールディングス株式会社	1,008,700	1.67
山本 知宏	1,000,200	1.66
夏秋 克好	913,500	1.51
野村證券株式会社	886,900	1.47

(注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切捨処理しております。
2. 持株比率は自己株式 (172,230株) を控除して計算しております。



当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式はありません。

当社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権はありません。

当社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

浅井伸祐氏は、株式会社フジドリームエアラインズの取締役、鈴与ホールディングス株式会社の取締役社長及び鈴与株式会社の取締役副社長であります。鈴与株式会社は、当社の大株主である鈴与スカイ・パートナーズ投資事業有限責任組合及び鈴与スカイ・パートナーズ2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。株式会社フジドリームエアラインズは、航空運送事業において当社と競業関係にあります。鈴与ホールディングス株式会社は、当社の大株主であります。他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要

◆社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
米 正 剛	17回／18回 (94%)	弁護士や社外役員としての経験・専門的知見により、当社の法務、コンプライアンス、内部統制やガバナンス分野において随時重要な助言・提言を行い、当該分野の強化に貢献しております。
豊島勝一郎	18回／18回 (100%)	金融機関における長年の業務経験をもとに、財務、企業会計、ガバナンス、開示に関する豊富な知識や経験を活かし、適宜、質問・意見を述べております。
三 輪 徳 泰	17回／18回 (94%)	大手商社の代表取締役社長等の要職を歴任した豊富な経験と高い見識をもとに、中長期的な視点から企業経営、成長戦略等について積極的に発言しております。
浅 井 伸 祐	18回／18回 (100%)	多角的な事業を展開する大企業において培った企業経営に関する豊富な経験や識見をもとに、当社の事業戦略等の経営全般に対する意見や提言を行っております。

◆社外監査役

氏名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
山内 弘 隆	○取締役会 18回／18回 (100%) ○監査役会 14回／14回 (100%)	経済政策・交通経済学の研究者としての学究的視点により、専門的見地からの発言を行っております。
砂川 佳 子	○取締役会 18回／18回 (100%) ○監査役会 14回／14回 (100%)	公認会計士・税理士や社外役員としての経験により、会計・税務・内部統制に関し、専門的見地からの発言を行っております。

会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	64 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

非監査業務の内容

非監査業務は委託しておりません。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務の執行に支障がある場合など、適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任及び不再任に関する議案の内容を決定することとします。

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人が法令、定款、社内規則及び社会規範等を遵守し、企業活動を行うための行動規範とする。

その徹底を図るため、内部統制推進室がコンプライアンスを社内横断的に統括することとし、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたる。

監査役及び監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

法令違反等を防止し、又は早期発見のうえ是正するために、「内部通報制度」を活用し運営する。

健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たず、また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社全体で毅然と対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に則り文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。当該文書等の整理・保存について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、内部統制推進室が総括し、組織横断的な協議機関としてリスク管理委員会を設置するとともに、各部門においては各分野における規程やマニュアル類を整備し、具体的な内容を関連要領、細則等に定めて、リスク管理体制を構築する。当該要領及び細則等に基づき、必要に応じてリスクの洗い出しを行うとともに、教育等の実施により、リスク管理体制を確立する。

安全運航に関するリスクについては、代表取締役社長が議長となり、関連する全部門により組成される「安全推進会議」を定期的に開催し、リスクの低減・解決策を審議・決定し、安全の維持・向上を図る。

監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する中期経営計画等の全社的な目標を継続し、各部門担当取締役又は、その目標達成のために各部門が実施すべき具体的な施策、及び職務権限・意思決定ルールを含めた効率的な業務遂行体制を定める。

各部門担当取締役は、その進捗状況を取締役会等において定期的に報告し、施策及び業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、所管部門において財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を構築し、運用する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうち、監査室員等を補助すべき使用人として指名することがある。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権限は、監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び定款に定める事項に加え、会社の信用や業績に大きな影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、すみやかに監査役に対して報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないこととし、その旨を当社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底し適正に対応する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、適正でない場合を除き、担当部署において協議のうち、当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び監査室と緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。

また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士等より助言を受けることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役員に対しコンプライアンス研修を実施するとともにコンプライアンスハンドブックを配布し、法令等遵守の意識の醸成を図っております。内部通報制度については社外及び社内に窓口を開設し、コンプライアンスに係る事案などを早期に把握し、迅速な対応を講じる体制を整えております。大株主、役員、使用人、取引先に対し反社会的勢力調査を実施し、取引開始時には反社会的勢力排除に関する覚書の締結を促しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）及び稟議書は、法令及び社内規程に従って作成し、保存・管理しています。また、稟議決裁については、電子承認システムにて管理しており、監査役は当該稟議の閲覧を行っております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業全般に係る損失の危険の発生を未然に防止するために、全ての業務執行取締役及び執行役員等で構成するリスク管理委員会を実施しています。

首都直下型地震などの不測の事態に備え、災害初動対応要領を定め、事業継続計画（BCP）を策定し、目標復旧時間内に事業を再開できるよう各部署の重要業務を選定し、災害時のボトルネックに対する事業継続戦略を定めています。事業継続計画は、ボトルネック解消等により見直しを行っています。

安全管理体制（Safety Management System：SMS）による安全リスクの適切な管理を目的に、航空法に基づく「安全管理規程」を設定し、本規程の下、経営陣と各部門代表者にて構成されている安全推進会議を月1回開催し、直近で生じた不具合等を中心に予防や再発防止策についての議論を深めております。また、議事録は全使用人に公開し周知を図っております。

その他、現場部門の状況を的確に把握、各部門内の安全管理体制が適切に機能していることを確認する、オペレーション安全推進会議、各部門において安全にかかる課題を討議する安全リスクマネジメント会議を設置し、安全リスクに対する体制の強化を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の実効性評価などを通じて、職務権限と会議体の運営方法を毎年レビューしています。また、十分な議論を経たうえで、適切な経営判断を迅速に行うため、社長が議長となり、全ての業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議体として「経営戦略会議」を設置しています。

SDGsの達成に向けたESG経営を推進するため、社長を議長とするサステナビリティ委員会を設置しています。

⑤ 当社の業務の適正を確保するための体制

事業年度ごとにコンプライアンスを推進するための実施計画をリスク管理委員会における審議を経て策定しています。また、会社全体における業務の適正を確保するため、各部門及び空港支店にコンプライアンスオフィサーを任命し、会社全体のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括する内部統制推進室との連絡体制を構築しています。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

補助すべき使用人は業務経験に基づき監査役の職務執行を補助しております。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より指定を受けた際は、専ら監査役の指揮に服し業務を遂行することとしております。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役自身が監査室の実施する内部監査に立ち会い、各部門における課題を認識し使用人（各部門職員）に直接質す機会が確保されております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス規程及び同研修内容を通じ、違反等を含め他部門へ報告をしたことを理由とした不利益取り扱いの禁止を徹底しております。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

実務上、事後精算を主としておりますが、額次第では費用の前払いにも柔軟に応じることとしております。

⑪ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会の他、経営戦略会議等に出席し、主に経営施策を議論する場を通して意見を述べる機会を保障しております。また代表取締役と監査役との間で意見交換会を実施し、経営上の課題に認識を深める機会を設けております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけており、長期的視点による財務体質の強化と成長戦略への投資を行う一方で、株主の皆様に対し業績に応じた安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。これらの基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきます。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	43,465	流動負債	55,379
現金及び預金	24,481	営業未払金	4,346
営業未収入金	6,615	短期借入金	20,000
貯蔵品	34	1年内返済予定の長期借入金	6,500
未収入金	3,157	リース債務	100
前払費用	2,816	未払金	142
デリバティブ債権	4,443	未払費用	827
為替予約	1,823	未払法人税等	32
その他	93	契約負債	17,071
固定資産	77,638	預り金	1,126
有形固定資産	32,043	定期整備引当金	4,207
航空機材	10,016	賞与引当金	991
建物	1,032	その他	34
構築物	0	固定負債	31,780
機械及び装置	1,317	長期借入金	9,179
車両運搬具	209	リース債務	396
工具、器具及び備品	572	返還整備引当金	2,312
リース資産	354	定期整備引当金	19,260
建設仮勘定	18,538	資産除去債務	323
無形固定資産	386	その他	306
ソフトウェア	202	負債合計	87,159
その他	184	純資産の部	
投資その他の資産	45,207	株主資本	28,292
出資金	0	資本金	100
長期未収入金	2,718	資本剰余金	17,966
長期前払費用	310	その他資本剰余金	17,966
敷金及び保証金	3,854	利益剰余金	10,315
長期預け金	21,716	利益準備金	25
繰延税金資産	14,588	その他利益剰余金	10,290
デリバティブ債権	1,295	繰越利益剰余金	10,290
為替予約	724	自己株式	△89
その他	0	評価・換算差額等	5,651
資産合計	121,103	繰延ヘッジ損益	5,651
		純資産合計	33,944
		負債及び純資産合計	121,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
事業収益		110,441
事業費		101,184
事業総利益		9,256
販売費及び一般管理費		7,455
営業利益		1,801
営業外収益		
受取利息	377	
為替差益	1,338	
スクラップ売却収入	96	
違約金収入	969	
その他	191	2,971
営業外費用		
支払利息	878	
支払手数料	776	
固定資産除却損	136	
その他	74	1,866
経常利益		2,907
特別利益		
固定資産売却益	712	712
税引前当期純利益		3,619
法人税、住民税及び事業税	32	
法人税等調整額	1,949	1,981
当期純利益		1,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100	17,966	17,966	25	8,833	8,858
当期変動額						
剰余金の配当					△180	△180
当期純利益					1,638	1,638
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	－	－	－	－	1,457	1,457
当期末残高	100	17,966	17,966	25	10,290	10,315

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△89	26,835	284	284	27,119
当期変動額					
剰余金の配当		△180			△180
当期純利益		1,638			1,638
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			5,367	5,367	5,367
当期変動額合計	－	1,457	5,367	5,367	6,824
当期末残高	△89	28,292	5,651	5,651	33,944

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………① 航空機部品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② その他の貯蔵品
最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

航空機材……………定額法（航空機）及び定率法（航空機部品）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

航空機……………2年～15年

航空機部品……………8年～10年

建物……………定額法（建物）及び定率法（建物附属設備）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………7年～31年

建物附属設備……………3年～18年

その他の有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

構築物……………10年～20年

機械及び装置……………3年～8年

車両運搬具……………2年～6年

工具、器具及び備品……………2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。

ただしソフトウェア（自社利用分）につきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法を採用しております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
定期整備引当金	航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額を計上しております。
返還整備引当金	航空機材の返還時に要する支出に備えるため、返還整備費用見積額を計上しております。 また、それに加えリース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業である航空事業につきまして、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主として航空事業を行っており、一般顧客に対して航空運送サービスを提供しております。

当社では、航空券の購入手続きの完了をもって契約として識別し、契約に含まれる一つ一つのサービスが統合されて1つの履行義務として識別しております。原則として当該サービスの提供を完了した日に一時点で認識することが適切と判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、通常、履行義務の充足前に前もって受領しております。

収益は、顧客との契約に基づいて合意された金額で測定しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約、商品スワップ
ヘッジ対象	外貨建予定取引、航空機燃料購入に係る予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、外貨建予定取引に対する外国為替相場の変動リスク及び航空機燃料に係る原油価格の変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内で実施しております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認して実施しております。なお、ヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定される取引については、有効性の判定を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
繰延税金資産	14,588百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、繰延税金資産を認識するにあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積りを行っております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、当社の策定している中期経営計画を基礎として、一時差異等の解消見込年度の課税所得を見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有する将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上しています。

この繰延税金資産の回収可能性については、過去の実績及び判断に基づいて合理的に見積りを行っておりますが、燃油サーチャージ制度の開始、新機材の導入及び路線計画等に基づく収入予測、燃油及び為替相場の影響を受ける費用予測については、一定の不確実性があるため、将来における結果はこれらと異なる可能性があります。

2. 定期整備引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
定期整備引当金	23,468百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、航空機材の定期整備費用の支出に備えるため、定期整備費用見積額のうち、航空機の整備計画や過去の整備実績等に基づき整備が必要となるまでの運航回数に対して、当事業年度末までの運航回数の進捗に対応する部分の金額を定期整備引当金として計上しております。また、定期整備費用は、当期までの航空機整備の実績を基礎として見積りを行っております。当社では、各期末に当該定期整備費用見積額について最新の整備実績の状況を踏まえ見直しを行うことで定期整備引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる整備費用について、必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、航空機の整備計画や整備内容の変更、及び臨時的な整備の発生等により、見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、定期整備引当金の計上金額とは異なる整備費用が発生する可能性があります。

3. 返還整備引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
返還整備引当金	2,312百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、リース会社への航空機材返還時に要する支出に備えるため、返還時に必要となる整備費用見積額、及びリース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額を合算し、返還整備引当金として計上しております。返還時に必要となる整備費用見積額は、リース会社と返還期日について合意した機体がある場合に、過去の返還時における整備費用の実績を基礎として見積りを行っております。また、リース会社への預け金と返還請求可能額の差額から生じる回収不能見込額についても、過去の機体返還時において回収不能となった預け金の金額等を基礎として見積りを行っております。当社では、これらの航空機材返還時に要する支出見積額について、最新の状況を踏まえ見直しを行うことで返還整備引当金が適切かどうかを確認しており、必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、返還時に必要となる整備費用の高騰や、航空機材の買取その他リース契約の条件変更等により、預け金の金額が大きく変動した場合、見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、返還整備引当金の計上金額とは異なる航空機材返還時の支出額となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

航空機材 6,227百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む) 26,500百万円

長期借入金 -百万円

計 26,500百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

25,694百万円

3. シンジケートローン(20,000百万円)の借入期間延長に係る変更契約の締結

既存のシンジケートローン契約のうち短期借入金部分については、2025年7月31日をもって契約期間満了となる中、運転資金を安定的かつ効率的に調達するため、借入期間を延長すべく2025年7月28日において変更契約を締結いたしました。

4. コミットメントライン契約

当社は、流動性確保を目的として、金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりです。

	当事業年度
コミットメントライン契約額	8,373百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	8,373百万円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	30百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

事業収益	0百万円
営業費	231百万円
営業外取引	6百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	60,329,400株	－株	－株	60,329,400株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	106,430株	65,800株	－株	172,230株

(注) 自己株式の数の増加は、退職した従業員に付与されていた譲渡制限株式の権利失効による無償取得による増加65,800株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	180百万円	3.0円	2025年3月31日	2025年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	421百万円	7.0円	2026年3月31日	2026年6月26日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
定期整備引当金	8,314百万円
返還整備引当金	819百万円
資産除去債務	114百万円
減価償却超過額	9百万円
税務上の繰越欠損金	15,055百万円
その他	499百万円
繰延税金資産小計	24,813百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,104百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,368百万円
評価性引当額小計	5,472百万円
繰延税金資産合計	19,340百万円
繰延税金負債	
為替差損益	△1,598百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△65百万円
繰延ヘッジ損益	△3,087百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債 (△) 合計	△4,752百万円
繰延税金資産の純額	14,588百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、運営資金については自己資金を基本とし、一時的な資金需要に対しては銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の敷金及び保証金並びに長期預け金は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には航空機部品の購入等に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び航空機燃料に係る原油価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。ヘッジ会計の方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. ヘッジ会計の方法」に記載しております。

長期借入金及び短期借入金は、今後の経営計画を推進するうえで必要な財務基盤の安定化を目的とした資金調達であります。金利は、変動金利、固定金利の双方による借入を行っているため、変動金利による借入金は、金利変動のリスクを伴っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である営業未収入金については、社内規程に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先ごとに期日管理をするとともに財務状況等の悪化等による回収懸念を早期に把握し、また、軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は為替相場の状況を踏まえ、一定期間における確実性の高い外貨建て取引量を基準として、適宜、決済通貨を調達し保有しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）及び金利リスクの管理

当社は、資金繰表を適時に作成・更新することにより全体として流動性リスク及び金利リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金及び保証金	3,854	3,471	△382
(2) 長期預け金	21,716		
返還整備引当金	△2,312		
	19,403	18,658	△744
(3) 長期未収入金	2,718	2,621	△96
資産計	25,975	24,751	△1,224
(1) リース債務 (*2)	497	479	△18
(2) 長期借入金 (*2)	15,679	15,701	22
負債計	16,176	16,181	4
デリバティブ取引 (*3)	8,287	8,287	—

(*1) 「現金及び預金」、「営業未収入金」、「未収入金」、「営業未払金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定のリース債務、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) デリバティブ取引により生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,481	—	—	—
営業未収入金	6,615	—	—	—
未収入金	3,157	—	—	—
敷金及び保証金	—	2,593	791	469
長期預け金	—	21,056	660	—
長期未収入金	—	2,718	—	—
合計	34,254	26,367	1,452	469

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	20,000	—	—	—	—	—
長期借入金	6,500	8,179	—	—	—	1,000
リース債務	100	86	85	87	66	71
合計	26,600	8,265	85	87	66	1,071

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,548	—	2,548
商品関連	—	5,738	—	5,738
デリバティブ取引計	—	8,287	—	8,287

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,471	—	3,471
長期預け金	—	18,658	—	18,658
長期未収入金	—	2,621	—	2,621
資産計	—	24,751	—	24,751
リース債務	—	479	—	479
長期借入金	—	15,701	—	15,701
負債計	—	16,181	—	16,181

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金、長期預け金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び商品スワップの時価は、為替レートや原油先物指標等の、観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の返済期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	6,569	2,393	557	557
合計		6,569	2,393	557	557

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	航空機材費等に 係る支出	23,483	8,556	1,991
合計			23,483	8,556	1,991

商品関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	商品スワップ取引 受取変動・支払固定	航空燃料仕入に 係る支出	15,692	4,975	5,738
合計			15,692	4,975	5,738

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業セグメント
	航空事業
航空事業収入	107,218
貨物運送収入	31
附帯事業収入	3,192
顧客との契約から生じる収益	110,441

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債は主に、航空運送サービスの提供時に収益を認識する運送契約について、顧客からの前受対価に関連するものです。

契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当事業年度
契約負債（期首残高）	13,862
契約負債（期末残高）	17,071

なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	564円26銭
1株当たり当期純利益	27円21銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

スカイマーク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹岡 祐 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スカイマーク株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

スカイマーク株式会社 監査役会

常勤監査役 石黒純夫 ㊟

社外監査役 山内弘隆 ㊟

社外監査役 砂川佳子 ㊟

以上